

保険料の減免と特別傷病手当金について

以前に比べると感染者数は落ち着いてきておりますが、新たな変異株のウイルスも出現しまだまだ予断を許さない状況です。組合では、新型コロナウイルス感染症の影響で事業の休止や収入の大幅な減少等により、保険料の納付ができなくなってしまった方に**保険料の減免又は納付期限の延長、特別傷病手当金の支給**を行ってまいりましたが、令和4年度も引き続き継続する予定です。

新型コロナウイルスに係る保険料の減免

○対象者について

1、い患組合員

組合員が新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡又は重篤な疾病を負ったため国民健康保険料の納付が困難になった場合。

※「重篤」とは1ヵ月以上の治療を要する場合を言います。



2、収入減組合員

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、経済活動自粛による組合員の令和3年分の収入が減少し国民健康保険料の納付が困難になった場合。

※減少率は令和3年の見込み事業収入等の減少額が、前年収入の3割減以上



減免割合(令和3年度分保険料)

| い患組合員 | | 収入減組合員以下のとおり | | |
|-----------------|------|--------------|---------|-------|
| 令和3年度分 保険料全額 | 減少率 | 30%~39% | 40%~49% | 50%以上 |
| | 減免割合 | 6ヵ月分 | 9ヵ月分 | 全額 |

※勤務税理士・職員である組合員については、自己負担分の保険料が減免対象となります。

○申請方法について

【い患組合員】

- ・「国民健康保険料減免申請書」申請者記入
- ・新型コロナウイルス感染症の「い患を証明する書類」(医師発行の診断書等)



【収入減組合員】

- ・「国民健康保険料減免申請書」申請者記入
- ・「収入見込額計算書」及び証明書類

証明書類:「令和2年分確定申告書第一表」又は「令和3年度市県民税普通徴収・特別徴収税額の決定通知書」、「令和2年分給与所得の源泉徴収票」の写し、直近3ヶ月の「給与明細書」

新型コロナウイルスに係る特別傷病手当金

組合では組合員の方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、および感染の疑いのため勤務することができず、休暇期間における給与の全額または一部を受け取ることができない場合に**特別傷病手当金**を支給しております。

○対象者について

- 1、新型コロナウイルス感染症に感染(疑いを含む)したことにより、就業ができない組合員(給与の支払いを受けている者に限る)であること。
- 2、発熱等の症状のため、勤務予定日を最初に休んだ日を起算日として**4日以上休んでいること**。
- 3、休暇期間中における給与の支払いがない、又は減額となったこと。

○支給額について

- ・(直近3ヶ月間の給与収入合計額÷就労日数)×2/3×支給対象日数
- ・支給対象日数は起算日から連続して休んだ4日目から勤務に服することができない日数となります。
- ・起算日とは勤務予定日を最初に休んだ日が起算日となります。
- ・有給休暇を使用して休んだ場合は対象外となりますが、給与が減額となった場合については、その差額を支給いたします。

○申請方法について

次の書類を提出してください。

- ・「特別傷病手当金支給申請書」申請者記入
- ・「特別傷病手当金賃金証明書」事業主記入
- ・「特別傷病手当金意見書」医療機関記入

※自宅療養等、医療機関を受診せずに回復した場合は、医療機関証明の「特別傷病手当金意見書」は不要です。



各申請を希望される方は、組合まで
お問い合わせください！



作成：関東信越税理士国民健康保険組合
さいたま市大宮区桜木町 4-376-1
TEL:048-631-2211 FAX:048-644-3030



こちらのQRコードをスマートフォンで読み込むと組合HPへアクセスできます。